

# 国保だより

—3月・7月・10月の年3回発行—

福島市国民健康保険

健康づくり号No.95

(平成29年8月末日現在)

国保世帯数 37,600世帯

被保険者数 59,464人

国民健康保険についての  
問い合わせは  
福島市役所国保年金課へ  
電話 525-3735  
525-3773

## 平成29年10月1日に 国民健康保険被保険者証が更新になりました。

平成29年10月1日からお使いいただく被保険者証を、  
9月下旬に自宅へ郵送でお届けしております。

### ◆ 世帯主の皆様へ

同一世帯の国保加入者全員分の被保険者証を、世帯主様あてに送付しております。世帯主様分以外の被保険者証は世帯員様へお渡しください。

### ◆ 新しい被保険者証の色は、

これまでの「深緑色」から「緑色」に変わりました。

### ◆ 記載内容の確認をしてください。

更新された被保険者証は、平成29年8月末現在で作成しています。住所や氏名など、内容に相違がある場合には、お手数をおかけしますが、国保年金課または各支所・出張所へ被保険者証を持参のうえ、ご来庁ください。

### ◆ 医療費の一部負担金の割合

0歳～6歳(義務教育就学前)	2割※
6歳～69歳(義務教育就学後から)	3割※
70歳～74歳	1割(昭和19年4月1日以前生まれの方) 2割(昭和19年4月2日以降生まれの方) 3割(一定の所得がある方) 「高齢受給者証」(ピンク色)に記載の負担割合を医療機関にお支払いいただくこととなります。

※18歳の誕生日の前日以降の3月31日までは0割となります。

### ◆ 有効期限について

被保険者証の有効期限は原則として「毎年9月30日」です。ただし、次のような方には別の有効期限を表示しています。

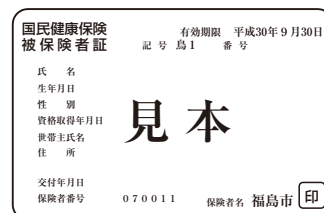
例	有効期限
後期高齢者医療制度に該当 平成30年9月30日までに75歳の誕生日を迎える方	75歳誕生日の前日まで ※有効期限までに誕生日以降お使いいただく後期高齢者医療被保険者証をお送りします。
退職者医療制度に該当 平成30年9月30日までに65歳の誕生日を迎える方	65歳誕生日月の月末(誕生日が月末の場合は、その前日)まで ※有効期限までに翌月からお使いいただく被保険者証をお送りします。(退職被扶養者の方も同様)

### ◆ 有効期限の切れた被保険者証

国保年金課または各支所・出張所にお返しください。なお、返還が困難な場合は個人情報を読み取れないように細かく裁断するなどして処分してください。

【お問い合わせ】 国保年金課 国保資格係 ☎525-3735

— 国保は、一人ひとりの健康づくりを応援しています。 —

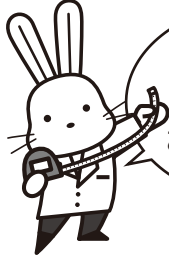


# 福島市民に多い「心筋梗塞」予防のため 特定健診を受けましょう

医療機関で受ける

**個別健診** 10月31日(火)まで  
料金1,100円

**集団健診** 10月12日(木)まで  
料金 600円



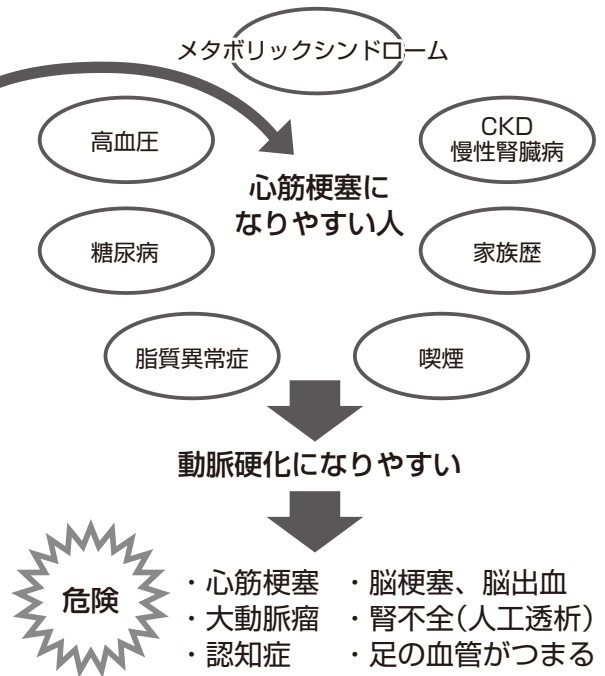
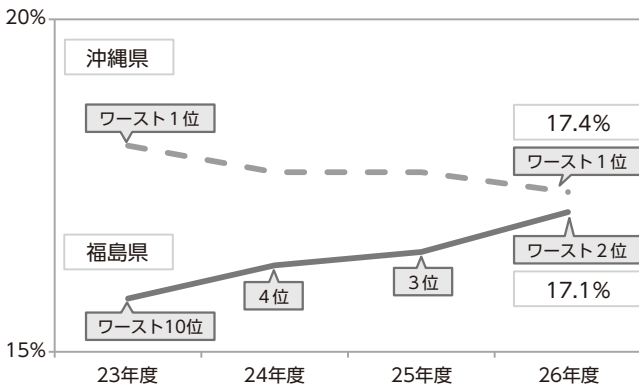
お早目のご利用をお勧めします。

集団健診実施月日		集団健診会場
10月	10日(火)	保健福祉センター (森合町)
	11日(水)	
	12日(木)	

福島県の心筋梗塞による死亡率は、**全国ワースト1位**(福島市も多い状況です)

みなさまにお勧めする  
特定健診は、心筋梗塞予防に着目した健診です。  
心筋梗塞の危険因子がわかります。(なりやすい人)

メタボリックシンドローム該当者割合  
福島県が **全国ワースト2位**(平成26年度)



## ジェネリック医薬品希望シールを活用しましょう!

★今年度も、国民健康保険被保険者証の更新に併せて、ジェネリック医薬品希望シールを同封いたしておりますので、ご活用をお願いいたします。

【お問い合わせ】 国保年金課 国保給付係 ☎525-3773

## 国民健康保険は助け合いの制度です！

国保は加入している皆さんの保険税で支えられており、納付された保険税を基に必要な医療費の支払いにあてます。保険税は国民健康保険制度の運営のための重要な財源です。納期限内に納めましょう。

### 国保税の納付が遅れた場合

#### ①督促状が送られます。

納期を一定期間過ぎると督促が行われ、延滞金が加算される場合があります。  
※納期限内に納めましょう。なお滞納が続くと、**法律に基づいて財産を差押することがあります。**



#### ②短期被保険者証が交付されます。

通常の被保険者証の代わりに、有効期間の短い被保険者証が交付されます。  
納付が困難な場合は、早めに納税相談をしてください。



#### ④国保の給付が止まる場合があります。

療養費などの国保の給付が差し止められます。さらに滞納すると差し止められている給付額から滞納分が差し引かれます。



#### ③資格証明書が交付されます。

さらに特別の事情がないのに滞納が続くと、資格証明書に切り替わる場合があります。医療費はいったん全額自己負担となります。

## 国保税の納付は口座振替が便利です

口座振替は納め忘れの心配がありませんので大変便利です。ぜひご利用ください。

### 【口座振替の申込み方法】

#### ①銀行窓口

金融機関に備え付けの「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、金融機関の窓口にお申込みください。(納税通知書・印鑑・通帳を持参ください)

#### ②国保年金課窓口(ペイジー口座振替受付サービス)

キャッシュカードのみで暗証番号を入力するだけで申込みが完了します。是非ご利用ください。ただし、取扱い銀行が限られています。詳しくは窓口(国保年金課・納税課・各支所)にお問合せください。

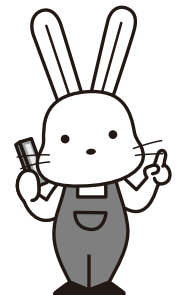
### ●これからの国保税の納期限●

(第4期)	10月31日
(第5期)	11月30日
(第6期)	12月25日
(第7期)	平成30年1月31日
(第8期)	2月28日

## 国民健康保険コールセンターによる呼びかけ

現在、国保税について、納め忘れや遅れにより、納期が過ぎても納付の確認が取れない方に対し、電話での未納をお知らせして早期の納付を呼びかける**国民健康保険コールセンター**を設置しています。

呼びかけは、専門のオペレーターが行います。なお、すでに金融機関等で納付いただいた場合でも、市の納付確認に1週間程かかる場合があるため、行き違いで連絡することもありますのでご了承ください。



### 不審な電話にご注意を！

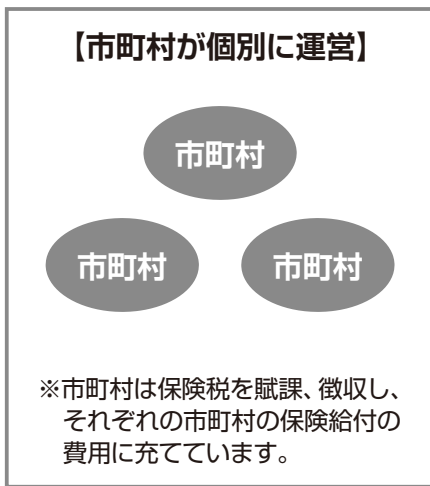
国民健康保険コールセンターでは、国保税の納期限を過ぎていないことなどをお知らせし、早期納付をお願いするものであり、こちらから口座を指定して、振込みを依頼するようなことはありません。不審な点がございましたら、振込みなどせず、納税課へお問い合わせください。

【お問い合わせ】 納税課 納税第1～第3係 ☎024-535-1111(内線2479～2492)

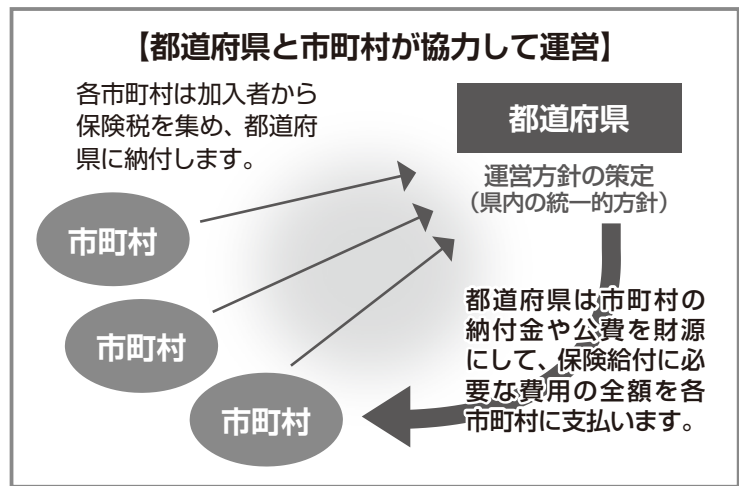
# 平成30年4月から 国民健康保険制度が変わります

国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、平成30年4月から、これまでの市町村に加え  
都道府県も国民健康保険の運用を担うこととなります

## ●平成30年3月まで



## ●平成30年4月から



財政運営の仕組みは変わりますが、医療の受け方は変わりません。被保険者証の交付や保険税の納付方法、保険給付の申請、各種届出の窓口はこれまでどおりとなります。

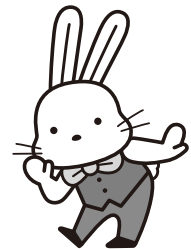
## 後期高齢者医療制度加入の皆さまへ

～後期高齢者医療保険料は納期限内に納めましょう～

### ◇「年金からの差し引き」と思っていたのに、納入通知書(納付書)が届いた方

保険料は、原則として個人ごとに年金から差し引きでお支払いいただきますが、次に該当する方は、納付書または口座振替でお支払いいただくようになります。

- ・年金の年額が18万円未満の方
- ・年度の途中で新たに後期高齢者医療制度の被保険者になった方
- ・年度の途中で所得の変更などで保険料が変わった方
- ・年度の途中で転入、転出等があった方
- ・介護保険料と合わせた保険料の合計額が、年金額の2分の1を超える方
- ・年度の途中で年金の支給金額に変更があった方



### ◇ 納入通知書が届いた方は、忘れずに期日までに金融機関窓口等で納めてください。

※納期限内であれば、保険料をコンビニエンスストアでも納付できますのでご利用ください。

#### 口座振替のおすすめ

口座振替にすることで、納付に行く手間や納め忘れがなくなり大変便利です。便利・確実・安心な口座振替をご利用ください。

申し出により、年金からの差し引きを、口座からの引き落としに変更することもできます。

【お問い合わせ】 国保年金課 高齢者医療係 ☎525-3724

### ◇ 後期高齢者「歯科健診」の健診期間は11月30日までです。お早目に受診ください。

・対象者は、昭和16年4月2日～昭和17年4月1日生まれの被保険者

【お問い合わせ】 福島県後期高齢者医療広域連合 ☎528-9024